

1 事業実施内容

(1) 総括

つがる三和会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行った。

- ① 第一種社会福祉事業
 - ・ 特別養護老人ホームの経営
 - ・ 障害者支援施設の経営
 - ・ 軽費老人ホームの経営

- ② 第二種社会福祉事業
 - ・ 老人デイサービス事業の経営
 - ・ 老人短期入所事業の経営
 - ・ 障害福祉サービス事業の経営
 - ・ 老人居宅介護等事業の経営
 - ・ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - ・ 老人介護支援センターの経営

- ③ 社会福祉法第26条の規定による事業
 - ・ 居宅介護支援事業
 - ・ 有料老人ホーム
 - ・ 地域包括支援センターの受託

- ④ 企業主導型保育事業

(2) リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成22年8月1日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 会議の効率的運営
- ・ 事務事業の簡素・効率化の推進

- ・ 執務環境の整備
- ・ 年次休暇の計画的使用の促進

(3) 各種補助金事業の実施

令和5年度に引き続き、介護サービス事業所・施設は新型コロナウイルス感染防止対策を継続的に行うことが求められることから、かかり増し経費を支援する「令和6年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金」を活用した。

また、昨年と同様に、エネルギー価格・物価の急騰への緩和策として、各自治体により緊急支援対策助成事業が実施されたので活用した。

(4) 各監査等対応

令和6年9月5日、次世代あかね保育園について、(公財)児童育成協会による立入検査の実施、1点の改善事項が指摘され、それぞれについて改善計画書を提出した。

11月14日、青森県健康福祉部こどもみらい課による立入検査の実施、こちらについては指導監査基準を満たしている旨の証明書の交付を頂いた。

その他、いたや荘、城西等に指導監査・実地指導が入り、大きな是正事項等はなかった。

(5) 外国人労働者の受入

近年増々困難になっている人材確保の打開策として、インドネシア人労働者2名を特別養護老人ホーム三和園にて受入した。その他ミャンマー人労働者3名も予定しているが、政情不安定の為未だ渡航の目処はたっていない。

また、樋の口に物件を買収・改修し、専用宿舎も併せて整備した。

(6) 西目屋村地域包括支援センター事業の受託

西目屋村からの要請により令和6年7月1日付けで地域包括支援センター事業を受託した。これに伴い、定款第36条第1項への事業の追記も行った。

(7) 新規事業の開設・既存事業の改廃等

運営状況の見直しにより、いくつかの事業の整理を実施した。

一つ目は常源の事業の見直しにより、不採算事業である短期入所生活介護施設常源を令和6年7月1日付けで1・2階での運営から2階部分のみへと縮小するとともに、1階部分を有料老人ホーム常源の事業領域として転用した。最終的に、令和7年1月31日付けで2階部分の短期入所生活介護施設常源は廃止とした。

二つ目に、障害福祉ケアホーム三和の里の賃貸契約の見直しを行った結果、転居の必要性が生じた為、令和7年1月31日付けで障害福祉ケアホーム三和の里事業を廃止とし、さらに同日廃止した常源の2階部分を利用して、改めて障がい福祉グループホーム常源として令和7年2月1日付けで新規開設し、旧ケアホームの利用者に転入していただいた。

三つ目に、令和7年7月開業予定の新規事業、放課後等デイサービスみわん（仮称）の用地建物として亀甲町の障害福祉グループホーム三和の里のものを転用する為、令和7年1月1日付けで障害福祉グループホーム三和の里の亀甲町の棟を廃止とし、本体事業名を、「障害福祉グループホーム三和の里」から、泉野所在の別棟である「障がい福祉グループホーム泉野」の方へと改めた。

放課後等デイサービス事業については、現在法人本部に開設準備室を設け、改修工事や人員確保等の準備を鋭意進めている。

最後に、就労(B型)事業の拡大についても各方面で検討を進めている。